



細江市長のコメントに怒りが無いと指摘!

3月議会本会議 松原のりかず 質問 15日

東部クリーンセンター粗大ごみ施設火災事故への荏原P姿勢に対し

岐阜市議会3月議会本会議質問で 松原のりかず は、大きく4点について質問をさせて頂きました。① 東部クリーンセンター粗大ごみ施設火災事故について ② メディアコスモスの雨漏りについて ③ 教育現場における福祉政策、学童保育・学校給食等について ④ 細江市長の政治姿勢について、です。①の質問は。

事故当初より、業者の賠償に関し「心配」の質問をして来ました。当初の説明は荏原環境プラント(株)は親会社は東証一部上場の会社であり、信用出来るとの説明でした。議会では「裁判を想定して、メモや録音を取るべきだ」とまで指摘して来ました。

心配したとおり、業者の前言はひるがえされました。この間、細江市長の指導性は発揮されたのでしょうか? 高額な復旧費用が発生し、市財政を圧迫する事になります。また、近い将来に新焼却設備建設の課題にも迫られています。膨大な予算が必要です。

環境事業部長へ2点質問(概略)

- ① 今日までの火災事故対応に要した費用と、今後の復旧に必要とされる費用の見積もりは?
- ② 新ごみ焼却施設整備に要する費用の見込みは。時期は。

部長の答弁(概略)

- ① 火災対応全体としては、最終的に約50億円の規模になると試算。
- ② 新焼却場は、同規模自治体の宇都宮市では約150億円の建設費。(時期は、掛洞プラントに、平成25年に10年延命工事をした。つまり、あと6年以内。)

火災事故復旧費用は、荏原環境P(株)に請求しても、相手が払うかどうかは判りません。先行投資は必要になり50億円の支出となります。事故を経験し、ますます新焼却場の必要性に迫られています。同格市の現状では150億円ですが、建設費は高くなりそうです。しかも、6年以内の稼働が理想的でしょう。まだ、裁判は始まっていません。細江市長の任期中に裁判の結果が出るとは思えません。それどころか、直近に環境行政で50+150、つまり約200億円以上の財政確保を迫られています。(裏面へ)

絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

(おもて面からつづき) 再質問で市長への指摘

1月16日に、東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災に関して、その火災の原因者である荏原環境プラント(株)からの費用負担に対する見解が示されました。新聞発表されましたが、驚くべき内容でした。①岐阜市の求めは受けられない。当該事故につき、自社に民事上の過失及び責任はない。②口頭で合意したとする市の事実認識に誤りがあり、そのような市の発言は遺憾。口頭合意および口頭合意を反故にした事実はない。という内容です。

以前に聞いた「撤回と取られても良い」旨の社長発言とされていた報告が、さらに後退し「当初の合意発言」そのものが存在しないと言っています。「民事上の過失も責任もない」「100% 無責任」と言っていますが、では、この事故の責任は誰が取るのか? 市職員なのか、市長なのか? 誰も取らないのか?

市の業務を委託している業者に、ここまで言われているのに、細江市長のコメントは「私どもの思いが伝わらなかったことは非常に残念です」・・・? 事故原因と経過、復旧と補償に関する交渉経過については、議会答弁で何回も確認されており、細江市長もその答弁には全責任を岐阜市民に負っています。荏原の回答①②は、これを全否定しているのに市長コメントは「残念です」だけです。税金で委託し、その業者が事故を起こし、無責任を決め込んだ。岐阜市民を代表した「怒り」がなぜ発せられないのか? 理由はどこにあるのか? 費用が自分の財布から出ていたら、同じコメントになっただろうか。質問はその後、市長の高額退職金(既に累計1億円を超えた)に及んだ。

17日 荏原環境プラント(株)溶接作業現場責任者を刑事告訴

松原のりかず質問(15日)から二日後の17日、岐阜市は荏原環境 P 社員を刑事告訴(業務上失火罪・刑法第117条の2)した。



松原のりかず
☎058-253-2500